



令和4年度 国東市配食サービス事業 委託事業者募集

【問合先】高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

市では、調理などが困難な在宅の高齢者にお弁当を配達する「配食サービス」を提供する事業を行っています。この事業の受託候補者を募集します。詳細は市ホームページをご覧ください。

委託業務の内容

- ①市が決定した調理が困難な在宅の高齢者などに、1日につき1食(夕食)を配達する。
- ②定期的に(毎回、ほぼ同じ時間)に訪問するものとする。
- ③訪問の際に安否を確認し、健康状態に異常があった場合には、関係機関への連絡などを行う。
- ④1食当たり600～700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

営業日

配食日は、原則として週5日以上とする。

配達区域

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること。

委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

募集期限

1月24日(月)



お弁当の例



「いい日いい日・いい夫婦の日」写真コンテスト入賞作品発表

【問合先】高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

市では、介護現場の魅力発信を目的に、介護や高齢者を題材とした「笑顔」「触れ合い」「優しさ」「喜び」などが伝わってくる写真を募集しました。65作品のご応募をいただき、審査の結果入賞作品が決定しましたので、最優秀賞作品を発表します。たくさんのご応募ありがとうございました。



【介護の日部門】

「お互い元気でなによりじゃ～」

サテライト型特別養護老人ホーム鈴鳴荘
但馬正治さんの作品



【いい夫婦の日部門】

「いつもありがとう」

河野憲一さん・幸子さんご夫妻
(国東町成仏)

※他の入賞作品は市ホームページに掲載しています。



要介護認定者の障がい者控除・おむつ代の医療費控除

【問合先】高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などをお持ちでない方でも、市発行の「障害者控除対象者認定書」を確定申告に添付することで障害者控除を受けられます。対象者は、要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方で、次に示す市の判定基準に該当する方です。

①障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がAランク、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIランクに該当する方

②特別障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBランク以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIIランク以上に該当する方

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の要件を全て満たしている方は、市が交付する「おむつに係る費用の医療費控除証明書」により申告することができます。

①おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降

②市の介護保険被保険者で、要支援・要介護認定を受けている方

③「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかで、尿失禁の発生可能性がありと記載された方



無料クーポン券で風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう

【問合先】医療保健課 地域医療係 ☎73-2450

過去に公的に予防接種が行われていない40～50代の男性の皆さまは、ご自身が風しんにかかると家族や周囲の人たちに広げてしまう恐れがあります。風しんから自分や周りの人を守るために、まずは“抗体検査”で風しんへの抵抗力を調べることが大切です。市では、風しんの抗体検査・予防接種を進めるために無料クーポン券を発送しています。

クーポン券発送対象者

昭和37年4月2日～
昭和54年4月1日生まれの男性

クーポン券有効期限

令和4年3月末
※転入されてきた方やクーポン券を紛失された方は、医療保健課までお問い合わせください。

抗体検査・予防接種の流れ

